

9-1 森林管理局位置、森林管理署等

年 森 林 管 理 次 局	位 置	森林管理局 の事務所	森林管理署
平成 26 年 4 月 1 日		7	98
平成 27 年 4 月 1 日		7	98
平成 28 年 4 月 1 日		7	98
平成 29 年 4 月 1 日		7	98
平成 30 年 4 月 1 日		7	98
<b>北海道</b>	北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70	4	21
<b>東北</b>	秋田県秋田市中通五丁目9-16	1	18
<b>関東</b>	群馬県前橋市岩神町4-16-25	1	17
<b>中部</b>	長野県長野市大字栗田715-5	1	9
<b>近畿中国</b>	大阪府大阪市北区天満橋1丁目8-75	-	11
<b>四国</b>	高知県高知市丸ノ内1-3-30	-	6
<b>九州</b>	熊本県熊本市西区京町本丁2-7	-	16

- 1 森林ふれあい推進センター、森林放射性物質汚染対策センター、治山センター及び総合治山事業所は「森林ふれあい推進センター等」欄に掲す。
- 2 民有林直轄治山事業所(国有林治山と民有林治山を併せて実行している事業所は、民有林直轄治山事業所として扱う)は(( ))書きで内書。

支署	森林管理 事務所	森林技術・支 援センター	森林ふれあい 推進センター 等	森林生態系保 全センター	森林事務所	治山事業所
14	8	7	12	7	842	((25)) 56
14	8	7	12	7	842	((23)) 56
14	8	7	12	7	842	((22)) 55
14	8	7	12	7	842	((22)) 55
<b>14</b>	<b>8</b>	<b>7</b>	<b>12</b>	<b>7</b>	<b>842</b>	<b>((23)) 56</b>
3	-	1	4	1	214	5
6	-	1	-	3	166	((4)) 7
3	3	1	4	1	136	((5)) 8
1	1	1	2	-	74	((5)) 15
-	3	1	1	-	76	((3)) 12
-	1	1	1	-	44	((5)) 6
1	-	1	-	2	132	((1)) 3